



Title	先住民族の土地喪失と移民との紛争 : インド北東部の移動耕作民の事例より
Author(s)	木村, 真希子
Citation	GLOCOLブックレット. 2012, 7, p. 95-107
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/48384">https://hdl.handle.net/11094/48384</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 先住民族の土地喪失と 移民との紛争 インド北東部の移動耕作民の事例より

木村真希子 明治学院大学国際平和研究所

## 1. はじめに

インド北東部のアッサム州は、1980年代より先住民族と移民の間で紛争が頻発しており、多数の移民が被害者となる事件が絶えない。この背景には移民の流入により先住民族の土地が収奪されていくという植民地時代からの構造が存在している。しかし、単に移民の流入のみによって先住民族の土地喪失が起きているわけではなく、その背後には近代的な生産形態と貨幣経済に適応した移民と、近代化の波に乗り遅れて土地を奪われる先住民族という構図がある。

これにさらに拍車をかけているのが、食糧増産のための高収量品種の導入や現金を必要とする肥料の購入である。アッサム州の先住民族は小規模農民であり、初期投資の必要な高収量品種の導入は借金を作る機会を増やし、結果として土地を手放さざるを得ない羽目に陥ることも多い。

食糧増産のための政策が小規模農民の土地喪失や貧困化を招く事例は、各地で報告されている。1960年代以降、インドにおける飢饉を受けてパンジャブ州をはじめとして導入された緑の革命でも、農民の貧困化が指摘されている。インド北東部は高収量品種や化学肥料の大量投入などはあまり進んでおらず、1990年代半ばから2000年代にかけて徐々に高収量品種の導入が進行中であり、その意味では1970年代、80年代にインドの他地域で起きたことが遅れて進行しているとも言えるだろう。

ただし、アッサム州の先住民族の事例をみると、土地喪失はこうした近年の変化だけに起因するものではない。むしろ、植民地化以降、税収増加と食糧増産のための近代的な土地制度の導入や政策移民の促進、そしてその結果もたらされた食糧生産の近

代化というより大きな流れの中に位置づけられるものである。本稿では、フード・セキュリティという新たな切り口から、アッサムにおける先住民族の土地喪失と移民との衝突という問題を捉えなおすことを試みたい。

インド北東部<sup>1</sup>は、山岳地に取り囲まれた平野部のアッサム州と、山岳民族が多数を占める6つの山岳州から形成される。山岳地帯は伝統的に移動耕作をおこなうナガ、ミゾ、カシ、ガロなどの先住民族が多数であり、今でも多くの地域で移動耕作と狩猟・採集を中心とした生計が営まれている。平野部のアッサム州は人口の50%が植民地化以降の移民(ベンガル地域からのムスリム農民が約30%、茶園の労働者として移住した他地域の先住民族が10-15%、その他ネパール人、インドの他地域からの住民など)であり、先住民族は人口の約10%を構成している。この地域では、80年代よりバングラデシュやネパールからの「外国人」、いわゆる不法移民の流入に対して、激しい反対運動が起き、さらには移民を標的とした暴動や襲撃事件も発生した<sup>2</sup>。暴力的な紛争は1990年代、2000年代を通じて発生し、現在も継続している。

こうした紛争の背景には、アッサム州平野部の先住民族が19世紀の大英帝国による植民地化後、政策的に推進された茶園の形成やベンガル地域からの植民により、伝統的に居住・耕作してきた土地を失い、森林部や丘陵地帯へと移住していったり、小作人や農業労働者になっている事実がある。山岳部に起源をもつ先住民族の人々は、植民地化以前は平野部でも年ごとに耕作地を変えるなど、定住した水田耕作のみに頼らない形態の食糧生産手段を取っていた。植民地化以降、イギリス行政官はこうした生産形態を「効率の悪い fluctuating cultivation」として遅れた耕作法とみなし、東ベンガル地域からムスリム農民を政策的に導入すると同時に、近代的な個人土地所有制度を取り入れた。先住民

1 北東部はナガ独立運動、ミゾ独立運動をはじめ、山岳地域の先住民族による自治権・自決権を求めた運動と紛争により、国民統合とインド支配の正当性を揺るがしてきた。平野部のアッサム州は1970年代後半までは言語問題を除いて大きな紛争が見られなかったが、1980年代よりバングラデシュやネパールからの移民の流入に反対した「反外国人運動」がおこる。

2 アッサム州では1979-85年にバングラデシュやネパールからの移民の流入に反対した「反外国人運動」が活発化し、地域政党の台頭と政権交代を招いた。また、1980年代後半に平野部の先住民族の自治権運動が活発化し、武装闘争や暴力的な民族衝突へとつながった。おもなターゲットとなったのはベンガル地域からの移住者の子孫であるムスリム農民である。

族はこうした近代的土地所有制度に対応しきれず、税金を納めることにも消極的で、次第にムスリム移民の土地所有率が増えていった。この傾向は植民地化以降も継続し、その結果1970年代には先住民族の間に土地なし農民が増えたり、他県への流出が多いことが社会問題として顕在化した。

アッサム州平野部の先住民族にとって、植民地化以降の近代的な土地所有制度への変更と移民の流入は単なる土地の喪失だけではなく、生活を支える周囲の生態系や生産形態など、文化まで含めた生活全般の条件を大きく変えるものだったといえよう。伝統的な村での生活では、個人所有の土地だけではなく、共同で利用していた共有林や入会地、川などが食糧や衣料、住居などの資源を提供していた。しかし、こうしたコモンズへの権利はほとんど認められず、森林は囲い込まれていき、入会地は移民に払い下げられた。そればかりか伝統的な生産形態は非効率的なものとして否定された。

このようにして考えていくと、近代化による食糧増産のプロセスは、むしろ先住民族の人々にとっては食糧の不安をもたらしてきたといえるだろう。真のフード・セキュリティは、単に食糧増産だけではなく、各民族がどのような生産形態を取っているのか、それを支える共有林や入会地、川へのアクセスがどう保障され、関連する文化の継承が可能かどうか、という広い範囲に関わる問題として、より大きな枠組みの中に位置づけられる必要があるのではないか。本稿では、アッサム州中部のナガオン県を例にとりながら、土地喪失や生産手段の変化、移民による圧迫が人々の暮らしにどのような影響を与えているかを論じることで、フード・セキュリティと民族紛争の間の関係を考えたい。

## 2. 植民地化と土地喪失：アッサム州中部の事例

19世紀前半、イギリス植民地政府は、茶木の発見に後押しされ、アッサムにおける植民地経営に着手した。イギリスがこの地域を植民地化した主な目的は、茶園経営の奨励であったが、同時に、広大な土地に人口密度の少ないこの地域を有効活用するため、定住耕作を奨励し、近代的土地所有制度を導入した。そのための第一歩が、1868年に導入されたアッサム地租規則と、土地所有と納税を一年ごとに更新する単年地権から、長期(30年間)定

住するという永世地権に転換させる政策であった。

しかし、当時この転換はなかなか進まなかった。サンジープ・バルアによれば、アッサム人は当時、山岳地に起源をもつ先住民族も含め、広い意味での移動耕作をおこなっていた。耕作地を一年ごと、もしくは数年ごとに変える彼らにとって、長期間一定の場所で税を納める永世地権よりもむしろ単年地権のほうが好ましかったのは明らかである。なかなか進まない地権の変換に業を煮やした植民地政府がとった政策は、人口過剰のベンガル地域より政策的な開拓移民を導入することだった。(Guha 1991, Baruah 2005: 83-85)

こうした移民政策の影響をもっとも強く受けたのがアッサム州中部のナガオン県である。ナガオン県では政策的な移民の導入が進み、1900年代にはほとんど存在しなかった移民出身のムスリムの数が1931年には12万人(約21%)にまで上昇し、1951年には35%を超える(2001年の国勢調査では50%をムスリムが占める)。移民はベンガル地域、特にモイモンシン県からのムスリム農民であり、当時、洪水多発地帯で定住者のいなかったブラフマプトラ川やその支流の河川地域に移住した。人口過剰のベンガル地域で、土地不足で地主に苦しめられていたムスリム移民は永世地権を得ることに熱心で、これらの土地の所有権を次々に取得していった。

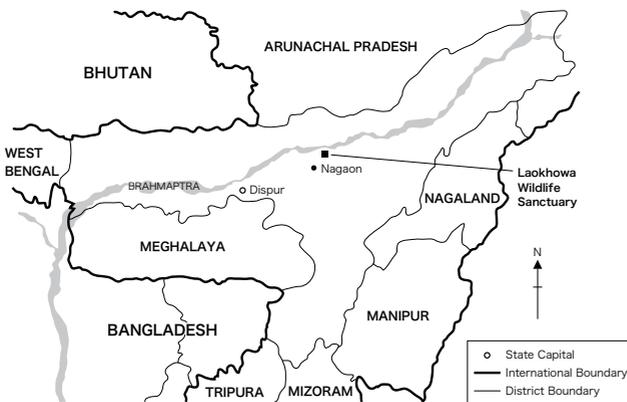
この結果、先住民族の人々は大きな影響を受ける。ブラフマプトラ川やその支流の河川地域は先住民族を含むアッサム人が焼畑耕作をおこなっていた場所だった。1938年の政府報告書では、イギリス行政官による「部族民(訳者注:先住民族を指す)が移民による一番の被害者であり、ナガオン県ですでに土地なし農民が出始めている」という証言がある(Report of the Line System Committee 1938: 22)。現在でも、これらの地域には「カチャリ村」や「ラルン村」など、先住民族の名前がついた村をあちこちでみかけるが、ほとんどの村で先住民族はいないか、いてもごく少数である。現在の圧倒的多数の住人であるムスリムの村人に話を聞くと、昔は先住民族もいたが、いつの間にかどこかへ行ってしまった、という。

では、先住民族の人たちはどこに移住していったのか。より人口密度の少ないナガオン県西南部(現在のモリガオン県)や山岳地域であるミキール丘陵(現在のカルピ・アングロング県)、また

は県内の森林地帯に移住していった。森林地帯も先住民族が伝統的に利用してきた土地の一つであるが、植民地政府による木材供給のために国有林指定が進み、許可なく定住するものは不法占拠者のレッテルが貼られていった。

一方、人口が過密な地域では、森林局の許可の下で労働を提供しながら保留林の一部に定住することを承諾した者たちもいた。こうした森林局管理下の村を「森林村」もしくは「植林村」という。「森林村」や「植林村」は、おもに山岳地帯で焼畑耕作を行っていた先住民族を定住させると同時に、人口の少ない森林地帯で労働力を確保するために生み出された制度だった(Karlsson 2000: 83-6)。しかし、土地が豊富であった植民地初期には、先住民族の人々はしばしば森林局下での労働を嫌い、一時定住してもその後いなくなってしまうという例も多かった(Progress Report of Forest Administration in the Province of Assam for the year 1928-1929)。そのため、森林村の制度自体は導入直後には一部の人口過剰地域を除いてうまくいかなかったが、植民地末期の1940年代になると、ナガオン県のような平野部の移民による土地不足が目立つ地域で特に森林村の制度が機能し始める(Kimura 2008: 9-10)。

こうした例の一つが、ナガオン県中部のイタパラ村からラオコワ保留林(地図1)の植林村に移住した人々である。ナガオン県では1920年代から、木材供給の需要に応えるため、保留林内部で



地図1: ラオコワ保留林

植林村を設定し、おもに先住民族の人々を移住させて労働力として利用することが試みられた。しかし、1920年代には移住者が見つからず、この制度が実施されるのは1940年代である。このことから、1920年代に本格的に始まった移民により、30年代、40年代に向かって徐々に先住民族の人々の耕作地が狭められていったことがうかがえる。

る。ナガオン県の県庁所在地付近に属していたイタパラ村は先住民族であるティワが多数の村だが、人口が増えたため、森林局

からの募集に応じてラオコワ保留林の中に移り住んで植林作業に従事すると同時に、いくばくかの土地を与えられ、耕作する人々が出始めた。<sup>3</sup>(写真1)

こうした森林村や植林村への移住であれば、政府の認可を受けて労働と引き換えに居住と耕作が許可された。しかし、中には取り締まりの少ない森林地や放牧指定地に移住したものも多く、そうした人々は不法占拠者とみなされていく。また、森

林村や植林村においても、土地の権利が認められたわけではなく、森林局が許可する限りにおいて定住が認められたというだけであった。こうして、アッサム州中部の移民導入地域では先住民が森林地帯や山岳地域に移住したり、残った者も村の中ではごく少数者として追いやられていく。このプロセスを平野部における先住民の土地喪失の第一段階と位置づけられるだろう。



写真1: カリアディンガ森林村への入り口

### 3. ラオコワ保留林の植林村：定住化と近代的農法の導入

#### 3.1 野生生物保護法の導入と第二の土地喪失

インド独立前後の1940年代から50年代にかけて、ラオコワ保留林には7つの植林村が設置され、独立後の1950年代に正式に認可される。その中の一つ、カリアディンガ植林村では27世帯が1950年に認可された。1959年には56世帯にまで増えている。このことから、独立後も土地不足の状況が続いていたことがうかがえる。

植林村では、保留林内での一定の土地において植林作業に従事することと引き換えに、保留林内で耕作地が与えられた。ここで、ティワの村人の定住耕作が促進されたといえるだろう。とは

3 2005年12月8日カリアディンガ植林村での聞き取り。

いっても、1950年代の時期はまだ国有林の外にも耕作地があり、この森林村の土地を「季節的に耕作できる土地の一つ」とみなしていた人々もいることから、この時点で固定されたということとはできないかも知れない。しかし、いずれにせよ、森林村外部の人口圧力が強まって行き、森林地が国有林として囲い込まれていくと、ティワの人々が移動耕作をする余地はなくなり、一定の土地で最も多くの収穫を得られる水田耕作へと農耕形態の変化を余儀なくさせられていく。

ただし、定住したとは言っても、この頃のティワの人たちは森林局下で植林作業を行うということで、かなり柔軟に森林資源にアクセスできていたようだ。また、当時の植林作業に従事した人々への聞き取りから、森林局管理下の仕事ではあったが、植林作業自体を楽しんでいた様子がうかがえる。「木を一本一本、わが子のように大事に植えて育てた」<sup>4</sup>という証言もあった。保留林内の池をリースして、魚を釣ってたんぱく源を得たり、その他家屋の材料や不作時の食料の収集など、森林は人々に生きるためのさまざまな資源を提供していた。

こうした生活の条件が一変するのが、1978年である。1972年の野生生物保護法に基づき、ラオコワ保留林は野生生物保護区に指定された<sup>5</sup>。これにより、森林局は植林作業を中止し、植林村を廃止することを決定した。村人たちは現在の植林村から立ち退くよう伝えられたが、彼らは「行くところがない」と主張し、再定住地が与えられない限りは立ち退かないと抵抗した。このため、森林局は村人たちが現在の居住地と耕作地を使用し続けることを許可したが、植林作業は廃止された。また、それまで使用していた池やその他の森林における活動は禁止された。

植林作業に従事しながら、他の森林資源にアクセスしていた村人たちにとって、これは大きな変化であった。先住民族の人たちにとっては、森林は薬草や果実、家屋の材料など、生活全般にわたる資源を保障する役割を果たしているところである。野生生物保護法(1972年)では、「部族民やその他の森林地の住人のニーズと野生生物保護と保全を調和させるような方策がとられなければ

---

4 2005年12月ラオコワ保留林カリアディンガ植林村における聞き取りより。  
5 ラオコワ保留林は1907年、一角サイの保護のために保留林に指定された、アッサムでも最も古い野生生物保護のための保留林の一つである。

ばならない」と規定されている。しかしこの法律の適用に際して、20年にわたって植林を行い、森林の手入れも行って来た人々のニーズは考慮されることはなかった。むしろ、先住民族の人々のすべての権利は消滅した、とみなされたのである。

ナガオン県の森林局官僚は、植林村の人々の現状について筆者に以下のように語った。「植林村は、そもそも一時的なものだった。以前は労働力が必要とされていたが、今では安く労働者を雇うことができる。また、今では村人たちが木材伐採に手を貸したりして、森林局にとってはお荷物となっている。」<sup>6</sup>このように、かつては植林のための労働力として国有林の一部に居住を許されたティワの人々だが、環境保護政策の強化により、現在ではむしろじゃまもの扱いされるようになった。これがラオコワ保留林に暮らす人々にとっては、「第二の土地喪失」といえるだろう。

### 3.2 高収量品種導入の影響：借金と移民との軋轢

森林内のさまざまな資源へのアクセスを制限されたティワの人々に、新たな変化が起きるのが1990年代である。この時期、サリ米と呼ばれる雨期に収穫できるコメからポロ米と呼ばれる冬季(乾期)に収穫できる高収量品種のコメへの転換が推進された。降水量が多く、雨期の耕作はブラフマプトラ川や他の河川の氾濫により収穫量が大きく左右されるアッサムでは、90年代から州政府によってポロ米の導入が促進されている。

バリバラ保留林はブラフマプトラ川に近く、洪水の影響を受けやすい地域であるため、雨期のサリ米から乾期のポロ米に転換する世帯も出始めている。しかし、冬の降水量が少ないアッサムでは、ポロ米の耕作には電動ポンプの導入など、初期投資が必要になってくる。そのため、借金の機会が増えるか、もしくは自分で耕作するのをやめて土地を契約で貸し出してしまうという農家も多い。ここ数年で洪水により雨期の耕作をあきらめ、契約で土地を近隣のムスリム農民に貸し出すという農家が半数以上見られた。ある男性Aさんは、洪水で自分の土地の8割が耕作不可能となってしまったため、残りの土地もポロ米に転換しようとしていたと語った。しかし多額の現金が必要なため、自分では始めることができず、契約で近隣のムスリム農民に貸し出し、1ビガ<sup>7</sup>ご

6 2005年12月7日、ナガオン県森林局勤務の役人より。

とに80キ口という米を受け取るよう交渉しているという。<sup>8</sup>

こうした変化の中で、植林村のティワの人々にとって特に深刻な事態を引き起こしているのが借金と土地への抵当である。これ以前からも、洪水、家畜の死、病気など、さまざまな理由で村人たちは現金が必要になり、そのたびに近隣のムスリムに借金することになる。この傾向は、初期に現金による投資が必要なポロ米の導入によって拍車がかかっているといえるだろう。2005年時点で26世帯<sup>9</sup>あったティワの村人たちのうち、10世帯が土地の一部を抵当に入れ<sup>10</sup>、23世帯は借金を抱えていた。

多くの村人はマハジャンと呼ばれる金貸しから借金し、土地を抵当に入れている。植林村のティワの村人たちは土地権を持っているわけではなく、森林局の裁量で居住と耕作を許可されているだけである。そのため、正確にはこれらの取引は違法だが、こうした実践は森林地やその他の政府所有の土地ではよくみられる。借金を返済できない場合は土地の「所有権」が他人に移り、出稼ぎに行くかもしくは自分たちの割り当て地で「小作人」として働くことになる。

こうして土地を抵当に入れ、実質上の所有権を占有されているティワの村人たちは、いつか借金をした近隣のムスリムに土地を追い出されるのではないかという不安を抱いている。たとえば、ある若い女性Bさんにインタビューした際には、義父の借金で22ピガの土地のうち、20ピガを抵当に入れたという証言があった。そのため、現在では夫がケララ州まで出稼ぎに行き、仕送りをしているという<sup>11</sup>。また、別の事例では、借金を返済しようとしたが、貸主がそれを拒否したという事例もあった。ある男性Cさんは兄の病気の治療のため、借金をしたが、返済額を用意した。返済して土地の使用権の返却を要請したが、貸主は土地の利用の方向にうまみを見出したためか、それを拒否した。彼は何度か貸主に

7 土地の単位。1ピガは約3分の1エーカー。

8 2005年12月8日カリアディンガ植林村での聞き取り

9 1959年の時点でカリアディンガ植林村には56世帯が登録されていたが、1960年代に洪水で耕作地が砂をかぶったために13世帯がイタバラ村に帰り、また1983年の暴動時(後述)にはもう13世帯が村を去った。(2005年11月27日、カリアディンガ村でのグループ・インタビューより)

10 世帯ごとのインタビューで「土地に抵当がついている」と回答したのは10世帯だったが、その後の複数の村人へのインタビューでは「ほとんどの世帯が土地を抵当に入れている」という証言も得られた。

11 2005年12月11日カリアディンガ植林村での聞き取りより。



写真2:借金の窮状を訴えるティワの家族

借金の返済と土地の使用権を要請したが、拒否され、むしろ暴力を使って追い払われたという<sup>12</sup>。(写真2)

こうした事例が度重なっているため、ティワの村人たちの間には、はじめから土地を奪うことを期待してムスリムが金を貸しているのでは、という不信や、植林村でなければ、すでに追い出されていたのではないか、という不安が常に付きまとっている。こうした不信が移民との軋轢の温床となり、時に大規模な衝突を引き起こす背景となっている。1980年代の反外国人運動の際には、1983年アッサム州議会選挙の最中に3,000人ものムスリム移民が一日のうちに虐殺される事件が起きたが、当時最も大きな被害を出したのがナガオン県、モリガオン県であり、ティワの人々は攻撃に手を貸した<sup>13</sup>。

アッサム州西部でもにも活性化したもう一つの先住民族グループであるボドの人々の自治権運動でも、ムスリムや他の移民への攻撃が目立っている。1990年代以降はこうした事件が頻発し、数年に一度は大規模なムスリム農民やその他の移民に対する襲

12 2005年12月8日カリアティンガ植林村での聞き取りより。

13 ただし、ラオコウ保留林の付近ではムスリムが多数のため、むしろティワの人々がムスリムからの報復攻撃を恐れていたという。この事件により、13世帯が村を去ってイタバラ村へ帰ることにつながった。

撃が発生している。1990年代からは、単に襲撃事件が起きるだけではなく、5-10万人単位の国内避難民が発生し、事件後25年が経過しても帰還できない状況が続いている。

実際の紛争に至る経緯は、単に土地問題があるというだけではなく、政治的な動きや自治県運動が存在する。しかし、先住民族の間の土地問題が民族運動を支える大きな要因となっていることについては、多くの研究者やジャーナリストが一致して認めるところである。移民の流入は現在、アッサム州からの他の北東部の州に拡散する形で継続しており、移民への反感も他州で広まりつつある。

## 4. おわりに

アッサム州ナガオン県のティワ民族の事例に見られるように、先住民族にとって、近代化とは共有地や森林を囲い込まれ、税収増加と食糧増産のための移民政策で土地を失い、周辺部へと追いやられていくプロセスにほかならなかった。土地の取得が困難になり、ようやく森林地などに落ち着いた後も、政策の変更で立ち退きを迫られたり、またやっと土地を取得しても借金で再び土地なしになる事例が後を絶たない。ラオコワ森林の片隅で、立ち退き要求にさらされ、周囲の移民の圧力におびえつつも耕作を続ける植林村のティワの人々はこうしたアッサム州の平野部の先住民族の現状を象徴しているかのような存在である。

このような視点から見ると、近年の民族衝突は、先住民族対移民という構図よりも、むしろ先住民族の持つ伝統的な価値観と近代的な変容の間の衝突であり、前者のスペースが後者の拡大によって狭まり続けているということなのかも知れない。この構造がある限り、フード・セキュリティを追及し、食糧増産のために近代的な方法を導入していけばしていくほど、この地域の先住民族は食料を得るための基盤となる土地を喪失し続けるという矛盾に直面し続けるだろう。

2005年にラオコワのカリアディンガ森林村に通った際、調査の最後に村のお祭りに出くわした。森林からの恵みに感謝を捧げる、ボン・プジャ(bon puja)という祭りで、鶏の首を切ってその血を絞り、他の供物と一緒に森の神に捧げる。村では米から作った酒や鶏のカレーなどでささやかな宴会が催される。政府によって囲い込



写真3:ボン・ブジャの様子

まれ、「野生生物保護」の名目でアクセスは限定されても、彼／女たちにとっては今も森林は恵みを与えてくれる象徴であり、信仰の対象でもある。(写真3)

このような民族文化と密接に結びついた世界観、そして実際に森林から先住民族が得られるさまざまな資源は、近代的な制度の中でその価値を認められることはなかった。近年、先住民族の権利運動の進展とともに、環境保護運動や生物多様性条約の枠組みの中で、生態系を破壊せずに共存する伝統的な知識の価値を再評価する動きはあるが、その影響はまだ限定的なものである。しかし、こうした先住民族の伝統的な生活様式や文化を全体として評価することが、この地域における民族紛争の解決にとっても不可欠であろう。

## 参考文献

Baruah, Sanjib

2005 *Durable Disorder: Understanding the Politics of Northeast India*, New Delhi: Oxford University Press

Guha, Amalendu

1991 *Medieval and Early Colonial Assam: Society, Polity, Economy*, Calcutta: K. P. Baguchi

Karlsson, B. G.

2000 *Contested Belonging: An Indigenous People's Struggle for Forest and Identity in Sub-Himalayan Bengal*, Richmond: Curzon

Kimura, Makiko

2008 *We Lost Land: Colonial Forestry, Immigration and Land Alienation among Tribes in Assam*, Guwahati: Indian Council of Historical Research

Progress Report of Forest Administration in the Province of Assam

1928-1929 Assam Government Press: Shillong.

Report of the Line System Committee

1938 Assam Government Press, Shillong.